

# 会社、検温37.5度以上あった場合の勤務認証、 これまでの主張をおずおずと修正する!!

**10月2日の本部、本社間の業務委員会で会社は検温で37.5度以上は社員から私傷病休暇か年休かのどちらかの申請がなければ、就業規則第136条（就業禁止）、賃金規程第126条（賃金60%）適用することを明らかにしました！**

地本は8月18日に大阪第一・第二運輸所で「出勤時の社員の検温実施について」の掲示が出されて以降、申し入れ（申・第8号）を行い、現場でも問い合わせを行ってきました。しかし、検温については37.5度以上あった場合は就労を拒否し、勤務認証は「私傷病扱い」か「年休とする」としか回答しませんでした。

今回の業務委員会で検温で37.5度以上の場合「就業規則第136条第2項に基づき就業を禁止する」とし会社の指示で帰らせることを明確にしました。その上で、「社員が私傷病休暇（病欠）か年休かのどちらも申請しなければ賃金規程第126条を適用し賃金60/100にする」と回答したのです。これは、私たちJR東海労がJR総連を通じ厚生労働省にJR東海会社の問題ある検温に対する勤務認証の考えを明らかにしたからです。

**東海労は今後も検温での問題点やコロナ禍で労働者への負担が無いか積極的に取り組んで行きます！！**